

教学指第 1 5 9 8 号
教 特 第 9 1 7 号
教 体 第 9 2 5 号
令和 3 年 3 月 1 9 日

各県立学校長 様

教育振興部学習指導課長
教育振興部特別支援教育課長
教育振興部体育課長

緊急事態宣言解除後の県立学校における部活動について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年1月6日付け通知により、緊急事態宣言中は時間や活動内容を制限しての部活動の実施をお願いしていましたが、緊急事態宣言が解除されることから、宣言解除後の部活動については、下記の点に留意して実施するようお願いいたします。また、部活動はこれまで発生した事例から、集団感染や広域的な感染につながる可能性があることを踏まえ、さらなる慎重な対応をお願いします。

なお、今後、県内の感染の状況等によっては、活動停止を含めた対応を検討していくことを申し添えます。

記

- 感染対策を引き続き徹底した上で、緊急事態宣言前の各校の部活動の活動方針に基づいた活動に戻す。平日90分のみ活動が2か月半続いたことを念頭に置いて、活動時間や練習強度は、生徒の体調等をよく見極めながら段階的に高めていく。
- 身体接触や人と人が接近するような感染リスクの高い活動は当面見送る、違う形態で行うなど、活動内容を十分に検討する。
- 運動中以外や管楽器演奏中以外は、原則、マスクを着用する。ただし、呼気が激しくならない程度の活動の際は、マスクの着用を検討する。
- ※歌唱時等でマスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、屋外や屋内の換気の良い環境で、十分な距離（最低2m）をとって、マスクを外して行うことも考えられる。
- 対外試合、合同練習、演奏会等を実施する場合、学校数や人数は必要最小限とし、感染リスクを低減させる。県外遠征等も可とするが、宿泊を伴うものは行わない。なお、演奏会や発表会では、引き続き不特定多数の観覧者が集まる形式は控えるとともに、観覧者の間隔が確保できるよう、人数制限をするなどの感染対策を講じる。
- 大会参加に際して、宿泊が必要と考えられる場合は、一人一部屋の利用を原則とし、食事などの感染対策を徹底する。（令和2年8月24日付けで通知している担当課との事前協議は継続する。）
- ※4月1日からは、大会参加と同様に一人一部屋での宿泊など感染対策を徹底した上で、宿泊を伴う練習試合などの遠征も担当課と事前協議を行った上で実施可とする。（宿泊を伴う校内合宿は行わない。）

【担 当】

教育庁教育振興部
学習指導課 森田
043-223-4057
特別支援教育課 中田
043-223-4045
体 育 課 鈴木
043-223-4108